



連載・上

追悼

台湾政治史の中の

李登輝總統

——一九八八～九六年の自由化・民主化改革

今年七月に死去した李登輝・元台湾總統。台湾に自由と民主主義をもたらした政治の巨人だが、總統としての歩みは決して平坦ではなかった。同時代的にこの改革プロセスを体験してきた、台湾歴史学界の重鎮・薛教授による李登輝論を、一号にわたり、詳細な訳注を付けて紹介する。今号は、前史としての蔣経国時代末期から、第八期總統に就任し、動員戡乱時期を終結させるまでを描く。

台湾・国立政治大学教授

薛化元

せつ かげん 一九九二年国立台湾大学歴史学博士。専門は台湾史。二〇〇〇年より現職。一七年からは文学院長も務める。著書（邦訳）に『詳説台湾の歴史 台湾高校歴史教科書』（主編）など。

翻訳・訳注

川島真

東京大学教授・本誌編集委員

李登輝氏、二〇〇五年撮影
(AP/アフロ)

過日他界した李登輝元總統の台湾の政治改革に対する貢獻は、誰もが知るところだ。だが、李登輝の任期内になされた評価については、もしその總統就任前と總統退任後の状況を比べると、そこには大きな相違があった（*1）。

蔣經国總統が死去する一年前の一九八七年に戒嚴令が解除されていたとはいえ、蔣の死去に伴って副總統であった李登輝が總統になった時、台湾はまだ不完全な自由国家に過ぎず、また権威主義体制の遺制が残されている状態にあった。その後、李登輝は、總統の任にあった時期、台湾の自由化、民主化改革を主導し、九六年に行われた總統直接選挙を経て、台湾はアメリカのシンクタンク「フリーダムハウス（freedom house）」の評価で自由主義国に位置付けられるようになった。

しかし、李登輝がその總統の任期内に行ったことには批判もある。それは、李登輝が台湾の国家としての位置付けを変え、教育面で台湾アイデンティティを強化し、社会内部の分裂を醸成した、という批判である。筆者は、台湾の歴史的な文脈の中でこのような批判を理解すべきであり、そうしてこそ台湾の政治史の展開過程において、李登輝がその總統の任期内に果たした役割やその位置付けを明確にすることができると考える。

蔣經国他界時の台湾の状況

蔣經国總統が他界する前年の一九八七年に、一九四九年から三八年間にわたって継続した「戒嚴」が解除された。しかし、それでも台湾は依然として動員戡乱時期（*2）にあり、また懲治叛乱条例（*3）などの特別刑法も存在していた。そのため、戒嚴が解除されたとはいっても、台湾は依然として言論の自由が奪われている状態にあり、国民党当局と異なるイデオロギーに基づく政治言論などは「叛乱」の要件を満たすものとされており、白色テロ（*4）も収束したとは言えない状態にあった。自由化改革は依然として完成していなかったのである。

加えて、蔣經国の率いる国民党当局は、戒嚴を解除するにあたり、国家安全法を通過させ（*5）、戒嚴法で規定されている、戒嚴解除後に発効するはずの人権保障規定を凍結してしまったのである。すなわち、戒嚴令下で軍法裁判にかけられた人は、もともと戒嚴解除後に、本人、もしくは法定代理人が（軍法ではない）普通の裁判所に対して提訴して、司法面での判決の無効化を求めることができたはずだったが、国家安全法の規定によりこの権利は剥奪されてしまったのである。



1975 年建国記念日を慶ぶ蔣経国氏。李登輝氏を副総統に抜擢し経済発展に寄与した (UPI / アフロ)

他方、蔣経国は中央民意代表（*6）の定数を増やし、また台湾政治における民意の占める割合を増そうと準備を進めてはいたが、決して国会の全面的な改選をおこなおうとしたわけではなかったのである。だからこそ、民主化改革もまたさらに一歩進めねばならない状態にあった。

最後に、蔣経国の執政期の末期にあっても、台湾の中小学校教育は依然として国家機構がその教育内容を掌握し、教科書も自由化されておらず、教育部のものばかりだった。教育内容についても、台湾自身の知識を伝えることは抑制され、いわゆる本土化教育（*7）は封じられていた。

蔣経国体制からの出発

一九八八年一月、蔣経国が死去すると、李登輝が総統となり、蔣経国政権が遺した政治環境をも継承することになった。まず、アメリカを中心とする諸外国からの改革要求は依然として極めて活発で、特にアメリカは台湾関係法の大枠の下で、台湾の自由、民主、人権の進展に関心を寄せ続けていた。

国内では、民進党を主とする反対勢力が、自由化、民主化改革を求め続けていた。台湾社会では、相当数の中産階級の人々、例えば中小企業主や専門職に就く人々が、政治

改革への期待を一層高めていた。特に戒嚴が解除されてから、それまで圧迫制御されていた社会の力がある程度解放され、また権威主義体制も一定程度弛緩した状況の下で、保守的な政治態勢は衝撃を受けることになった。

以上のように、蔣経国は確かに戒嚴を解除し、改革を進めようとしたものではあるが、それには限度があり、台湾社会の要求を満たすことはできなかった。だからこそ、自由化、民主化改革をいかにして進め、実質化するのかがということが、李登輝總統の任期における重要な課題となったのである。

自由民主改革の推進

1 總統任期の継続

總統就任当時、李登輝の権力基盤は決して安定しておらず、蔣経国總統が晩年に策定した改革計画に基づいて、一定の制限下での改革を進めた。国民党の党システムの下の、立法院における国民党議席が多数を占めることも利用し、一九八九年一月二六日、議会における審議手続きである「三読程序」(*8)を省いて、「第一期資深中央民意代表依願退職条例」を強行採決した。これによって、中央民意代表の定数において民選代表の定数を増加させていくことが期

待された。

しかし、この条例によって退職する代表は決して多くなかった。それだけでなく、一九九〇年の總統選挙(*9)の過程で、ももとの保守勢力、特に国民大会代表(*10)たちは、政治改革に抵抗、拒否する姿勢を強めた。これは、台湾社会からの改革を求める声を引き起こすことになったが、そこには社会運動や学生運動(「三月学運」*11)が含まれていた。そうした運動により、さらなる政治改革が必要だという雰囲気を作り出された。李登輝は總統に選出されてから、反体制派勢力の改革を求める声をテコとして、言い換えれば、外部の改革を求める力と世論とを利用し、それと国民党内の改革を支持する力とを結合させて、体制内で「静かな革命(寧靜革命)」(*12)を推し進めたのだった。

2 自由化、民主化改革——動員戡乱時期の終結

李登輝はまず国是会議(*13)の召集について承諾した上で、一九九〇年五月二〇日に就任演説を行い、憲法改正という方式に基づいて、二年以内に政治改革を実施すると発表、そして二二日には一年以内に動員戡乱時期臨時條款を撤廃するのだった。李登輝總統は、国是会議を通じて、朝野が共同して憲政改革を推進していくというコン



1988年の第13回国民党大会で国民党主席に選出された李登輝氏（左から3人目）（時事）

センサスを初歩的にであれ形成しようとしていた。

他方、司法院の大法官会議（*14）では、一九九一年

二月までに、一九四七年から四八年にかけて選出された第一期中央民意代表は必ず離職すべきだとの法的解釈を示し、万年国会（*15）を改選できないという政治局面にピリオドを打つことになった。

九一年四月、李登輝総統の主導の下で、国民党大会で「中華民国憲法増修修正条文（増修条文）」が通過し、「動員戡乱時期臨時條款」が廃止された。これこそ李登輝時代の憲法改正のさきがけであった。五月一日、動員戡乱時期が終わり、増加修正された新たな憲法が、廃止された「動員戡乱時期臨時條款」に取って代わったのであった。●

（以下、次号）

（*1）李登輝が総統であったのは、一九八八年一月一日に蔣経国が死去したあと、副総統として総統代行に当たった時期（一九〇年五月）、九〇年三月の間接選挙で選出された第八期総統の時期（一九六六年五月）、台湾で最初の直接大統領選挙（九六年三月）で選出された第九期総統の時期（二〇〇〇年五月）の三期に分かれる。

（*2）戦後台湾の「戒厳」は戒厳令と動員戡乱時期臨時條款の二重の法令によって構成されていた。そのため、戒

戒厳令の解除だけでは、「戒厳」が完全に解除されたことにはならなかった。動員戡乱時期は、中国共産党、その政権を「叛乱団体」だと見なし、その平定を行っている時期だとされた。動員戡乱時期臨時條款は、憲法施行のわずか五ヵ月後の一九四八年四月に制定された法令で、事実上憲法を停止し、戒厳令の施行を可能とした。

(*3) 懲治叛乱条例は、一九四九年五月に、国家に対する「叛乱」を抑えるために制定された法律。台湾では白色テロに際して多く用いられた。民間人であっても、戒厳に関わると判断されれば軍事裁判にかけられた。

(*4) 戒厳令下において中華民国政府が反体制派などに行った、言わば共産党取り締まりを名目とした政治的弾圧のこと。

(*5) 戒厳令が解除される二週間前、一九八七年七月一日に「動員戡乱時期国家安全法」が制定された。

(*6) 中央民意代表には、国民大会代表、立法院の立法委員、監察院の監察委員などが含まれていた。

(*7) 山崎直也によれば、「教育内容を台湾の生活環境や歴史経験に基づくものにしていく動き」のこと。

(*8) 議会制における三読会制度のこと。

(*9) 一九九〇年三月二日に実施された、第八期総統を

選出する選挙。九六年三月の直接選挙とは異なり、国民大会代表を通じて行われる間接選挙であった。

(*10) 国民大会は、中華民国憲法で五院の上に置かれた最高権力機関。台湾の自由化、民主化の過程では憲法改正を担う、あるいは阻止する機関として機能した。目下、廃止されてはいないが、機能停止状態にある。

(*11) 一九九〇年三月に台北で行われた学生運動のこと。野百合学生運動ともいう。数千人の学生が台北の中正紀念堂に集まり、「動員戡乱時期臨時條款」の廃止、国民大会解散、国是会議開催などを訴えた。

(*12) 寧静革命は、日本語では「静かな革命 (Quiet Revolution)」と訳される。漸進的で、平和的な自由化、民主化のこと。

(*13) 一般に総統が主催する、国家の行く末に関わる案件に関する会議のこと。開催形態は時と場合による。

(*14) 大法官は憲法裁判所としての機能を有する大法官會議を組織する。大法官には司法院院長、副院長も含まれている。

(*15) 中華民国の中央政府が遷台する以前の選挙で選出された議員が、以後も改選されずに議員としてとどまっている状態にある国会を指してこのように言う。